

青森県報

第二百六十一号

令和三年
一月二十二日
(金曜日)

目次

○生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課)	…一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	…一
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同)	…一
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	…二
○特定行為業務の登録……………	(高齢福祉保険課)	…二
○水域施設等の建設の変更の届出……………	(港湾空港課)	…二
公 告		
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(商工政策課)	…三
○右 同……………	(同)	…四
○右 同……………	(同)	…五

告 示

青森県告示第三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
糖尿病・生活習慣病 と内科クリニック	弘前市大字高田四丁目二の一	令和 三・一・一

青森県告示第三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
こんた皮膚科	弘前市大字鷹匠町一八	令和 三・三・八
石井外科医院	弘前市大字一町田字早稲田七七の一	三・三・一
レモンバーム薬局	弘前市大字清水一丁目九の八	二・二・五
佐藤歯科医院	南津軽郡藤崎町大字藤崎字武元二二	三・二・七

青森県告示第三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例」によ

る生活保護法」という。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	糖尿病・生活習慣病 しろと内科クリニック	所 在 地	弘前市大字高田四丁目二の一	指 定 日	令和 三・一・一
-----	----------------------	-------	---------------	-------	----------

青森県告示第三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	こんた皮膚科 レモンバーム薬局	所 在 地	弘前市大字鷹匠町一八 弘前市大字清水一丁目九の八	廃 止 日	令和 二・三・八 二・二・二五
-----	--------------------	-------	-----------------------------	-------	--------------------

青森県告示第三十五号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の

規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二〇〇一 三〇七	登録年月日	令和 三・一・二五	氏名又は名称	株式会社 土屋	住所	岡山県井原市久安町一丁目九二番地 岡山県井原市久安町二丁目九二番地	事業名称	ホームケア 土屋	所在地	弘前市大字石渡三丁目四番地 弘前市大字石渡三丁目四番地	業務開始年月日	令和 三・一・二五	備考	重度訪問 介護
登録番号	〇二〇〇一 三〇八	登録年月日	〃	氏名又は名称	株式会社 土屋	住所	岡山県井原市久安町一丁目九二番地 岡山県井原市久安町二丁目九二番地	事業名称	ホームケア 土屋	所在地	弘前市大字石渡三丁目四番地 弘前市大字石渡三丁目四番地	業務開始年月日	〃	備考	居宅介護

青森県告示第三十六号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の三第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日付けで届出のあった水域施設等の建設について、令和三年一月五日付けで次のとおり変更の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名
 - 東京都千代田区内幸町一丁目一之三
 - 東京電力ホールディングス株式会社
 - 代表執行役社長 小早川智明

二 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後
届出人の代表者の氏名	代表執行役社長 廣瀬直己	代表執行役社長 小早川智明
施設の建設の工事の完了の予定期日	平成三十三年一月三十一日	令和七年一月三十一日

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームマート南郷店
八戸市南郷大字市野沢字中市野沢八の四
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役 川村暢朗
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役 川村暢朗
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年九月八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六五九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

八〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五・二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社サンデー

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時四十五分から午後九時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和三年一月七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年一月二十二日から同年五月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年五月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

よこまちストア三沢店

三沢市岡三沢一丁目四九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社よこまち

八戸市大字尻内町字八百刈三九の三

代表取締役 横町俊明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社よこまち

八戸市大字尻内町字八百刈三九の三

代表取締役 横町俊明

2 未定

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年九月八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、五九一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一 一三台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

二三台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

九〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

九立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前六時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前五時四十五分から午後十時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和三年一月七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

令和三年一月二十二日から同年五月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。
 十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年五月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 メガ富田店

弘前市大字富田三丁目七の八外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階

代表取締役 秦雅秀

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階

代表取締役 秦雅秀

- 四 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年九月八日

- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三三九・九二平方メートル

- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数

四五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 2 駐輪場の位置及び収容台数

三二台（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 3 荷さばき施設の位置及び面積

八三・三三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一六・八八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

紅屋商事株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

- 八 届出年月日

令和三年一月七日

- 九 届出書及び添付書類の縦覧

場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年一月二十二日から同年五月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年五月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円